

第2節 適正処理の推進【廃棄物対策課】

1 廃棄物処理法の周知

廃棄物処理法は、近年頻繁に改正され、規制の強化が図られています。

県では、同法の多岐にわたる改正内容の周知や廃棄物の適正処理を推進するため、社団法人福井県産業廃棄物協会とともに、講習会の開催等を通

じて事業者および処理業者にその周知徹底を図っています。

平成14年度からは、排出事業者を訪問し、廃棄物処理法や産業廃棄物管理票^{*1}（マニフェスト）等の普及啓発を行っています。

表3-1-11 廃棄物処理法の近年の改正状況

平成12年改正	排出事業者の責任の強化、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の規制など。	平成15年改正	立入検査等の権限強化、不法投棄未遂罪の創設などの罰則強化、悪質事案についての許可取消の義務化など。
平成13年改正	「木くずまたはがれき類の破砕機（処理能力5t/日超）」を許可対象施設に追加、「PCB」をポリ塩化ビフェニルと改め、分解する施設を設置する場合の設置許可など。	平成16年改正	廃棄物最終処分場の跡地等における土地形質変更の届出義務化、廃棄物処理施設における事故発生時の届出義務化、指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理の禁止など。
平成14年改正	委託基準に委託契約関係書類の5年間保存を追加、特別管理産業廃棄物の追加など。	平成17年改正	欠格要件の厳格化、産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、罰則の強化など。

2 不法投棄対策の推進

不法投棄対策としては、「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」（平成3年策定）や「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成12年策定）をもとに、各健康福祉センターにおいて不法投棄の重点監視地域を定め、休日・夜間も含め年間を通じて監視パトロール、張込み、視察活動などを実施しているほか、県が委嘱している不法投棄等連絡員（501人）からの不法投棄に関する情報の提供や、不法投棄110番を設置し広く県民から情報提供を受けるなどして、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めています。

また、社団法人福井県産業廃棄物協会が平成8年に設置した「産業廃棄物適正処理指導員」や市町村等の各種関係団体と連携した重点監視地域への合同パトロールなども実施しています。

平成15年度には、警察本部からの出向職員を増員し廃棄物対策課に監視指導グループを設置するとともに、警察組織の機構改革によって平成16年3

月に新設された生活環境課との情報の共有化と広域化する産業廃棄物事案に迅速・的確に対応するため他県警察本部との連携強化も図っています。そのほか、市町村職員を県職員に併任（75人）し、産業廃棄物に係る立入検査権を付与することにより県と市町村との連携を一層強化し、産業廃棄物の不適正処理に係る監視体制の強化を図っています。

さらに、福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭の6ブロック別に、各健康福祉センター、土木事務所、市町村、警察署等から組織されている「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」に、各地域の森林組合、内水面漁業協同組合を新たに加え、関係機関連携による監視体制の強化も図っています。

このほか、廃棄物の不法投棄等の未然防止に対する意識を高めるため、啓発活動等も行っています。

^{*1} 産業廃棄物管理票（マニフェスト）：排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託する場合には、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この産業廃棄物管理票制度とは、産業廃棄物の処理の各工程（収集運搬、中間処理等）ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度であり、排出事業者は最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負うことになります。

表3-1-12 平成16年中の廃棄物処理法違反の検挙状況
【福井県警察本部生活環境課】

区 分	検挙件数	検挙人員
不法投棄	18	27
野外焼却	4	10
計	22	37

不法投棄、野外焼却を見かけたら・・・

【不法投棄110番】

電話0776-20-0584



不法投棄現場における廃棄物の撤去



野外焼却の現場

3 普及啓発事業の実施

廃棄物の不法投棄や野外焼却を未然に防止する意識を高めるため、12月を「不法投棄等防止啓発強調月間」と定め、啓発活動を行っています。

平成17年度は、次の事業を実施しています。

不法投棄等防止啓発強調月間における新聞、市町村の広報誌への掲載、テレビ、ラジオによる広報の実施

事業所への立入検査、パトロールの集中実施

4 安全で信頼性のある廃棄物処理施設の確保

「福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱」において、廃棄物処理施設設置許可の事前審査手続と廃棄物処理法に定める基準よりも厳しい構造・維持管理基準を定め、施設設置許可の事前審査を行っています。

また、「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」に基づき、最終処分場等の立入検査回数を増やすなど施設への監視指導を強化しており、今後とも、処理施設の安全性と信頼性を確保し、県民の生活環境の保全を図っていきます。